

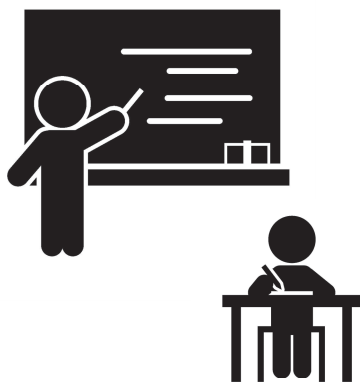
2020 年

第52回

社会保険労務士試験

本試験解答解説書

(主要設問肢編)



iDE社労士塾

第 52 回社会保険労務士試験 解答一覧

選択式 解答

解答一覧	A	B	C	D	E	計
労働基準法及び 労働安全衛生法	⑬	⑯	⑳	⑦	③	
労働者災害補償保険法	⑧	⑯	⑳	⑤	③	
雇用保険法	⑨	⑯	④	⑰	②	
労務管理その他の 労働に関する一般常識	⑦	⑩	⑥	⑳	⑨	
社会保険に関する 一般常識	⑭	⑰	⑥	⑦	③	
健康保険法	⑬	⑱	③	⑧	⑮	
厚生年金保険法	⑨	⑫	⑳	⑤	②	
国民年金法	⑪	⑦	⑤	⑳	⑬	
合 計 (40 点満点)						

択一式 解答

* は組合せ問題 (9 問), ◆ は個数問題 (2 問) を指す

解答一覧	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10	計
労働基準法 労働安全衛生法	D	D	B	D	D◆	B	B	C	E	A	
労災保険法 労働保険徴収法	B	B	C	E◆	A	D	D	C	D	A	
雇用保険法 労働保険徴収法	D	A	C	E	D	C	E	E	C	D	
労働の一般常識 社会保険の一般常識	D	C	E	B	B*	D	C	B	D	B	
健康保険法	A	B	B*	D	E*	A	E	C	C	D	
厚生年金保険法	D	A	D*	A	E	C	E*	C	B	E*	
国民年金法	B*	D	E	B	D	D	C	D*	C	A*	
合 計 (70 点満点)											

選択式試験 模範解答

労働基準法及び労働安全衛生法

- A : ⑬ 工事着手 14 日前まで 労働基準法 96 条の 2 第 1 項
- B : ⑯ 時間的、場所的な拘束 最判 H.8<横浜南労働基準監督署長>
- C : ⑳ 報酬の支払方法、公租公課の負担 最判 H.8<横浜南労働基準監督署長>
- D : ⑦ 6 月 労働安全衛生法 66 条 1 項, 同則 45 条の 2
- E : ③ 1.5 労働安全衛生法 21 条 2 項, 同則 526 条

	難度	その他	コメント
A	普通		B, C の最高裁の判例, E の危険を防止するため必要な措置の 3 つの難度が高かったが, B については, 空欄の前後と選択肢との関係で, 80 % 以上の高い正答率となっており, 3 点を確保できた方が多かったようである。
B	やや難		
C	難		
D	易		
E	難		

労働者災害補償保険法

- A : ⑧ 合理的 法 7 条 2 項, 則 7 条
- B : ⑯ 転任 法 7 条 2 項, 則 7 条
- C : ⑳ 要介護状態 法 7 条 2 項, 則 7 条
- D : ⑤ 介護 法 7 条 2 項, 則 7 条
- E : ③ 18 法 7 条 2 項, 則 7 条

	難度	その他	コメント
A	易		非常に取り組み易い問題であった。E の子の年齢に関し「15 歳の年度末」と「18 歳の年度末」で迷った方が見られたが, 「15 歳の年度末」を用いるのは, 労働基準法であり, 労災保険法では「18 歳の年度末」を用いる。
B	普通		
C	易		
D	易		
E	普通		

雇用保険法

- A : ⑨ 20 時間以上 法 6 条 1 号
- B : ⑯ 31 日以上 法 6 条 2 号
- C : ④ 10 則 6 条 1 項
- D : ⑰ 公共職業安定所長 則 6 条 1 項
- E : ② 4 法 38 条 1 項

	難度	その他	コメント
A	易		基本的な事項からの出題であった。5 点満点を確保することができる問題であった。
B	易		
C	易		
D	易		
E	易		

労務管理その他の労働に関する一般常識

- A : ⑦ 雇用動向調査 雇用動向調査 (厚生労働省)
- B : ⑩ 就労条件総合調査 就労条件総合調査 (厚生労働省)
- C : ⑥ 雇用均等基本調査 雇用均等基本調査 (厚生労働省)
- D : ⑳ 労働力調査 労働力調査 (総務省統計局)
- E : ⑨ 就業構造基本調査 就業構造基本調査 (総務省統計局)

	難度	その他	コメント
A	難		選択肢のうち「雇用」と用いているのは、⑥と⑦、「就業」と用いているのは⑨。離職率に係る A は、⑥又は⑦、「就業の状態」としている E は、⑨が入ることになる。年次有給休暇は労働条件であるので⑩を選択することになる。
B	やや難		
C	難		
D	やや難		
E	難		

社会保険に関する一般常識

- A : ⑭ 120 兆 平成 29 年度社会保険費用統計 (国立社会保障・人口問題研究所)
- B : ⑲ 年 金 平成 29 年度社会保険費用統計 (国立社会保障・人口問題研究所)
- C : ⑥ 1 年 6 か月 介護保険法 67 条 1 項, 同則 103 条
- D : ⑦ 1 又は 2 以上の市町村 国民健康保険法 13 条 2 項
- E : ③ 48,000 確定拠出年金法 69 条, 同令 36 条

	難度	その他	コメント
A	やや難	過去問	A, B に関しては, 平成 27 年度の択一式試験で同趣の問題が出題されている。最も苦戦したのが D であったが, 国民健康保険組合は, 都道府県知事の認可を受けるのであるから, ⑦「1 又は 2 以上の市町村」であり, ⑧「1 又は 2 以上の都道府県」ではない。
B	普通	過去問	
C	普通		
D	やや難		
E	普通		

健康保険法

- A : ⑬ 地方社会保険医療協議会に諮問する 法 82 条 2 項
- B : ⑱ 標準報酬月額が 28 万円 法 74 条 1 項, 令 34 条 1 項
- C : ③ 125,570 円 法 115 条, 令 42 条 1 項ほか
- D : ⑧ 所轄公共職業安定所長 則 29 条
- E : ⑮ 当該事業の意義及び内容 法 181 条の 2

	難度	その他	コメント
A	普通		E の難度は高いが, A ~ D は, 通常の学習の範囲の知識で十分に解答できる問題であった。C の高額療養費に関しては, 高額療養費として支給される額 (③ 125,570 円) ではなく, 負担額 (80,100 円 + 1 % = ② 84,430 円) を解答してしまった方が多くみられた。
B	普通	過去問	
C	普通	過去問	
D	普通	20 改	
E	難		

厚生年金保険法

- A : ⑨ 国民の理解 法 31 条の 2
- B : ⑫ 受給権を取得した日から起算して 1 年を経過した日 法 44 条の 3 第 1 項
- C : ⑳ 老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金 法 44 条の 3 第 1 項
- D : ⑤ 按分割合 法 78 条の 2 第 1 項
- E : ② 2 年 法 78 条の 2 第 1 項

	難度	その他	コメント
A	普通		非常に取り組みやすい問題であり、5 点満点が確保できる問題であった。なお、A の⑨「国民の理解」を⑩「被保険者の理解」とした方が多かった。
B	普通		
C	普通	過去問	
D	普通	過去問	
E	普通		

国民年金法

- A : ⑪ 国民の生活水準 法 4 条
- B : ⑦ 改 定 法 4 条
- C : ⑤ 60 歳以上 65 歳未満 法 37 条
- D : ⑳ 当該被保険者期間の 3 分の 2 法 37 条
- E : ⑬ 実施機関たる共済組合等 法 94 条の 2 第 1 項

	難度	その他	コメント
A	普通		非常に取り組みやすい問題であり、5 点満点が確保できる問題であった。D の保険料納付要件（⑳「当該被保険者期間の 3 分の 2」）と支給要件（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が②「25 年」）とを勘違いした方が多くみられた。
B	普通		
C	普通		
D	普通		
E	普通		

択一式試験 模範解答

労働基準法及び労働安全衛生法

[問 1] ～ [問 7] は、労働基準法

[問 6] **正解 B**

A : ○ 法 32 条, S.33 基収 6286 号。

そのとおり正しい。**参考** 本肢の運転手は、自動車に乗り込む点において使用者の拘束を受け、また、事故発生の際には交替運転や故障修理等を行うものであるため、運転しない者が助手席で休息し又は仮眠している時間は、一種の手待ち時間あるいは助手的な勤務として労働時間と解されるため。

B : × 法 32 条の 3 第 4 項。

「清算期間が 1 カ月以内」であるときは、労使協定を行政官庁に届け出る必要はない。

C : ○ 法 36 条 4 項。

そのとおり正しい。**参考** なお、事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に本肢の限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、36 協定において、1 カ月について 100 時間未満（休日労働時間数を含む）、1 年について 720 時間を限度に労働時間等を延長することができる特別条項を設けることができる。

D : ○ 法 37 条, 最判 S.35<小島撚糸>。

そのとおり正しい。**参考** したがって、時間外労働等が適法であっても違法であっても、使用者に割増賃金の支払義務が生じることになり、また、割増賃金を支払わなかった場合は、罰則が適用されることになる。

E : ○ 法 39 条 7 項, 則 24 条の 6。

そのとおり正しい。**参考** 使用者による年次有給休暇の時季指定は、年次有給休暇（年次有給休暇の日数が 10 労働日以上である労働者に係るものに限る。）の日数のうち 5 日について、基準日から 1 年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならないものされている。

	正誤	難度	その他	コメント
A	○	易	過去問	2019 年の改正を中心とした基本的な内容であるため、容易に正解を得ることができる問題であった。
B	×	易	19 改	
C	○	易	19 改	
D	○	易		
E	○	易	19 改	

[問 7] **正解 B**

A : × 法 89 条, S.23 基発 1575 号。

本肢の内容を就業規則に記載するか否かは, 当事者の自由とされている。

B : ○ 法 90 条, S. 23 基発 1575 号。

そのとおり正しい。**参考** なお, 就業規則の作成・変更における労働組合等への意見聴取は, 労働組合等の意見を聴くということであり, 同意を得ることや協議することを要求しているものではないとされている。

C : × 法 89 条, S.61 基発 333 号。

本肢の使用人は, 就業規則の作成義務を負うものとされている。**参考** 就業規則の作成義務は, 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者に生じるが, 派遣元の使用人については, 「派遣中の労働者」及び「それ以外の労働者(派遣元の正社員)」の合計でこの労働者数を判断するため。

D : × 法 89 条ほか。

本肢の使用人は, 就業規則の作成義務を負わない。**参考** 常時 10 人以上の労働者を使用しているか否かは, 企業単位ではなく事業場単位で判断するため。

E : × 法 91 条, S.63 基発 150 号。

本肢の減給は, 法 91 条の減給制裁に関する制限は受けないものとされている。**参考** なお, 遅刻・早退をした時間に相当する賃金額を上回る減給をする場合は, その上回る部分の減給については, 法 91 条の制限を受けることになる。

	正誤	難度	その他	コメント
A	×	普通		正解肢 B が過去問であったため, 容易に正解できる問題であった。
B	○	易	過去問	
C	×	易		
D	×	易		
E	×	易		

[問 8] ～ [問 10] は、労働安全衛生法

[問 8] **正解 C**

A : × 法 66 条の 8 第 1 項, 則 52 条の 2。

本肢中, 「1 月当たり 60 時間を超え」を「1 月当たり 80 時間を超え」に置き換えると正しい内容となる。**参考** 事業者は, 労働者から面接指導の実施の申出があったときは, 遅滞なく, 当該面接指導を行わなければならない。また, 産業医は, 所定の要件に該当する労働者に対して, 当該申出を行うよう勧奨することができるものとされている。

B : × 法 66 条の 8 の 2 第 1 項, 則 52 条の 7 の 2。

本肢中, 「1 月当たり 80 時間を超え」を「1 月当たり 100 時間を超え」に置き換えると正しい内容となる。**参考** なお, 1 月当たり 100 時間を超えない研究開発業務に従事する労働者であっても, 当該超えた時間が 80 時間を超え, かつ, 疲労の蓄積が認められる者については, いわゆる長時間労働者に対する面接指導の対象労働者となる。

C : ○ 法 66 条の 8 の 4 第 1 項, 則 52 条の 7 の 4。

そのとおり正しい。**参考** なお, 本肢の高度プロフェッショナル制度の対象労働者の面接指導及び設問肢 B の研究開発業務に従事する労働者の面接指導については, 労働者からの申出のいかんにかかわらず事業者を実施が義務づけられており, これを実施しなかった事業者に対しては, 罰則 (50 万円以下の罰金) が適用される。

D : × 法 66 条の 8 の 3, H.31 基発 0329 第 2 号。

本肢の規定 (労働者の労働時間の状況の把握義務) の対象から「労働基準法 41 条によって労働時間等に関する規定の適用が除外される者」を除くことはできない。高度プロフェッショナル制度の対象労働者が除かれる点は, そのとおり正しい。**参考** 本肢の把握義務の対象となる労働者は, 高度プロフェッショナル制度の対象労働者を除き, ①研究開発業務従事者, ②事業場外労働のみなし労働時間制の適用者, ③裁量労働制の適用者, ④管理監督者等, ⑤派遣労働者, ⑥短時間労働者, ⑦有期契約労働者を含めたすべての労働者である。

E : × 則 52 条の 6, 則 52 条の 7 の 2, 則 52 条の 7 の 4。

面接指導の結果の記録の保存期間は, 「3 年」ではなく, 「5 年」である。

	正誤	難度	その他	コメント
A	×	易	19 改	2019 年の労働安全衛生法改正の柱である面接指導からの出題で, D 肢以外は基本的な問題であり, 容易に正解を得られる問題であった。
B	×	易	19 改	
C	○	易	19 改	
D	×	普通	19 改	
E	×	易		

[問 9] **正解 E**

A : ○ 法 115 条 1 項, S.47 発基 91 号。

そのとおり正しい。**参考** 労働安全衛生法は、原則として、労働者を使用する全事業（同居の親族のみを使用する事業又は事務所を除く。）について適用されるが、①家事使用人、②船員法の適用を受ける船員、③国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については適用しないこととしている。

B : ○ 法 1 条, S.47 発基 91 号。

そのとおり正しい。**参考** 本肢でいう事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう。

C : ○ 法 10 条 2 項

そのとおり正しい。**参考** 総括安全衛生管理者の選任に係る資格要件については、事業場においてその事業の実施を統括管理する者であればよく、他に特定の資格等を有することは要件とされていない。

D : ○ 法 3 条 2 項。

そのとおり正しい。**参考** 法 3 条 2 項では、設備の設計者等の責務として、「機械、器具その他の設備を設計し、製造し、もしくは輸入する者、原材料を製造し、もしくは輸入する者又は建設物を建設し、もしくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。」と規定している。

E : × 法 20 条, 法 119 条, 法 120 条。

本肢の違反をした法人の従業者も罰則（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）の対象となる。**参考** 労働安全衛生法の罰則規定に違反した行為者について、まず、罰則を適用し、更にその法人又は人に対しても罰金刑を科すこととされている。

	正誤	難度	その他	コメント
A	○	普通		いずれも通常の学習で正解が得られる基本的な内容の出題であった。正解肢 E は、過去問と同趣旨の問題であったため、正解を得ることは易しい。
B	○	普通		
C	○	易		
D	○	普通	過去問	
E	×	易	過去問	

労働者災害補償保険法

[問 1] ~ [問 7] は、労働者災害補償保険法

[問 1] 正解 B

A : ○ 法 12 条の 2 の 2 第 2 項。

そのとおり正しい。**参考** 労働者の「過失（過失が重大なものではない）」や「利害関係者の故意」という事由のみをもって事故が生じた場合であっても、政府による保険給付の支給制限は行われない。

B : × 法 12 条の 2 の 2 第 2 項。

本肢の場合、政府は保険給付の全部又は一部を行わないとすることができる。**参考** 労働者が故意の犯罪行為もしくは重大な過失により、負傷し、疾病にかかるなどし、又はその原因となった事故を発生させた場合及び労働者が故意の犯罪行為又は重大な過失により、あるいは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病もしくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合には、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができるものとされている。

C : ○ 法 12 条の 2 の 2 第 2 項。

そのとおり正しい。**参考** 設問肢 A 及び B の解説参照。

D : ○ 法 12 条の 2 の 2 第 2 項。

そのとおり正しい。**参考** なお、正当な理由がない場合には、その傷病の程度を増進させ、又は回復を妨げた事案 1 件につき、①休業補償給付又は休業給付の 10 日分、②傷病補償年金又は傷病年金の 365 分の 10 相当額を減額することとされている。

E : ○ 法 12 条の 2 の 2 第 2 項。

そのとおり正しい。**参考** 設問肢 D の解説を参照。

	正誤	難度	その他	コメント
A	○	易	過去問	いずれも過去問に同趣旨の内容があり、容易に正答が得られる問題であった。
B	×	易	過去問	
C	○	易	過去問	
D	○	易	過去問	
E	○	易	過去問	

[問 2] **正解 B**

A : ○ 法 10 条。

そのとおり正しい。**参考** なお、航空機が墜落し、滅失し、もしくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた労働者もしくは航空機に乗っていてその航空機の航行中行方不明となった労働者の生死が 3 カ月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が 3 カ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、本肢と同様に、当該事故が生じた日又は労働者が行方不明となった日において、その労働者は死亡したものと推定することとしている。

B : × 法 10 条。

死亡の推定時期は、労働者が「行方不明となって 3 カ月経過した日」ではなく、「行方不明となった日」である。

C : ○ 法 12 条の 3 第 1 項。

そのとおり正しい。**参考** なお、保険給付を受けた者が受けた保険給付のうち、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた部分、つまり、不当利得分に相当する価額に限り費用徴収することとしている。

D : ○ 法 12 条の 3 第 2 項。

そのとおり正しい。**参考** 本肢の虚偽の報告又は証明については、保険給付の基礎となる重要な事項の報告又は証明、例えば、災害発生状況、死傷病の年月日、平均賃金等について、事業主が労働者に不当に保険給付を受けさせることを意図して行った事実と異なる報告又は証明をいうものとしている。

E : ○ 法 11 条 1 項。

そのとおり正しい。**参考** なお、本肢の未支給の保険給付の請求権者となる者がいないときは、保険給付の本来の死亡した受給権者の相続人（民法上の相続人）が未支給の保険給付の請求権者となることとされている。

	正誤	難度	その他	コメント
A	○	易	過去問	正解肢 B は基本的な問題であったため、容易に正答を得ることができた。
B	×	易	過去問	
C	○	易		
D	○	普通	過去問	
E	○	普通	過去問	

[問 8] ～ [問 10] は、労働保険徴収法

[問 8] **正解 C**

A : × 法 8 条, 則 7 条。

「立木の伐採の事業」は、請負事業の一括の対象とならない。**参考** 請負事業の一括は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、「数次の請負による建設の事業」だけを対象とし、かつ、法律上当然に行われるものである。

B : × 法 8 条, 則 7 条。

請負事業の一括は、「法律上当然に行われる」こととされている。本肢のように「所轄労働基準監督署長に届け出ることにより行われるものではない。

C : ○ 法 8 条, 則 7 条。

そのとおり正しい。**参考** 数次の請負による建設の事業について請負事業の一括が行われるのは、「労災保険に係る保険関係が成立している事業」のみである。雇用保険に係る保険関係については、元請負人のみが当該事業の事業主とされるのではなく、それぞれの所属の事業場ごとに労働保険徴収法を適用することとしている。

D : × 法 8 条ほか。

本肢後半が誤り。請負事業の一括により、元請負人が事業主とされたからといっても、労働関係の当事者として下請負人やその使用する労働者に対して使用者となるわけではなく、下請負人も、元請負人に対して労働者となるわけではないとされている。**参考** 本肢前半の元請負人は、下請負をさせた部分を含め、そのすべての事業について事業主として保険料の納付等の義務を負う旨の内容は、そのとおり正しい。

E : × 法 8 条ほか。

本肢後半が誤り。「元請負人がこれを納付しないとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、下請負人に対して、その請負金額に応じた保険料を納付するよう請求することができる」旨の規定は設けられていない。**参考** 本肢前半の内容は、そのとおり正しい。

	正誤	難度	その他	コメント
A	×	易	過去問	正解肢 C の内容が簡単で、かつ、過去問からの出題であったため、正答を得るのは容易であった。
B	×	易	過去問	
C	○	易	過去問	
D	×	普通		
E	×	普通		

雇用保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

[問 1] ~ [問 7] は、雇用保険法

[問 1] 正解 D

A : × 法 86 条 1 項。

本肢の場合、まず、「行為者を罰し」、そのほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科することとされている。**参考** いわゆる両罰規定である。なお、法人又は人が、当該違反行為の防止のため、相当の注意及び監督を尽くしたことの証明があるときは、その法人又は人については罰則の適用はないものと解されている。

B : × 則 11 条 1 項。

本肢の通知は、「被保険者でなくなったことの実事がないと認められた者」に対しても行わなければならない。**参考** なお、被保険者でなくなったことの実事がないと認められた者に対する通知は、当該事業主を通じて行うことができる。

C : × 法 6 条 6 号、則 4 条、行政手引 20604。

①国又は行政執行法人の事業に雇用される者（常時勤務に服することを要する国家公務員以外の者であって国家公務員退職手当法の規定により職員とみなされないものを除く。）に該当する者は、該当するに至った日から雇用保険が適用されないことになる。また、②都道府県等の事業に雇用される者であって、当該都道府県等の長が法を適用しないことについて、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けたもの及び③市町村等の事業に雇用される者であって、当該市町村等の長が法を適用しないことについて、都道府県労働局長に申請し、厚生労働大臣の定める基準によって、その承認を受けたものについて、その承認がなされた場合には、その承認に係る被保険者については、その承認の申請がなされた日から雇用保険法が適用されないことになる。

D : ○ 法 4 条 1 項、行政手引 20551。

そのとおり正しい。**参考** 「雇用関係に入った最初の日」とは、「一般的には、被保険者資格の基礎となる当該雇用契約に基づき労働を提供すべきこととされている最初の日」をいう。

E : × 法 4 条 1 項、行政手引 20556。

本肢の場合、「任意加入の認可があった日」に、被保険者の資格を取得することになる。

	正誤	難度	その他	コメント
A	×	易		正解肢の D は、少し古い過去問からの出題であり、通常の学習の範囲で容易に解答できるものであった。
B	×	普通		
C	×	普通	過去問	
D	○	易	過去問	
E	×	普通		

[問 8] ～ [問 10] は、労働保険徴収法

[問 9] **正解 C**

A : ○ 法 21 条の 2 第 1 項，則 38 条の 2。

そのとおり正しい。**参考** なお，記載事項は，①事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地，②預金口座又は貯金口座の番号及び名義人，③預金又は貯金の種別，④並びに納付書を納付する金融機関及び店舗の名称とされている。

B : ○ 法 21 条の 2 第 2 項，則 38 条の 5。

そのとおり正しい。**参考** なお，「災害その他やむを得ない理由によりその日（納付書又は電磁的記録が金融機関に到達日から 2 取引日を経過した最初の取引日）までに納付することができないと所轄都道府県労働局歳入徴収官が認める場合には，その承認する日」までに納付された場合には，その納付は，納期限においてなされたものとみなされることになっている。

C : × 法 23 条 2 項・6 項。

提出を受けた日雇労働被保険者手帳は，その者から請求があったときは，これを返還しなければならない。

D : ○ 則 40 条 2 項。

そのとおり正しい。**参考** なお，消印に使用すべき認印を変更しようとするときも，同様に，その印影を所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。

E : ○ 則 42 条 3 項・4 項。

そのとおり正しい。**参考** 具体的には，3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に，雇用保険印紙購入通帳を添えて，所定の事項を記載した申請書を所轄公共職業安定所長に提出して，新たに雇用保険印紙購入通帳の交付を受けることになる。

	正誤	難度	その他	コメント
A	○	普通		正解肢 C の正誤の判断が容易にできるものであったため，正答率は 80 % を超えている。
B	○	普通		
C	×	易		
D	○	普通		
E	○	普通		

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

[問 1] ~ [問 4] は、労務管理その他の労働に関する一般常識

[問 3] **正解 E**

A : × 育児休業、介護休業法 7 条 1 項。

育児休業開始予定日の変更の申出は、「1 回に限り」行うことができるものとされている。

参考 なお、育児休業終了予定日の変更も、所定の要件に該当した場合、「1 回に限り」行うことができるものとされている。

B : × 同一労働同一賃金に関するガイドライン (H.30 告示 430 号)。

本肢の差を設けることは許されている。**参考** なお、次のようなケースは、許されない(問題となる)としている。「基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支給している A 社において、通常の労働者である X が有期雇用労働者である Y に比べて多くの経験を有することを理由として、X に対し、Y よりも基本給を高く支給しているが、X のこれまでの経験は X の現在の業務に関連性を持たない。」とするケース。

C : × 障害者雇用促進法 43 条 3 項、同則 6 条ほか。

対象障害者が「短時間労働者 (1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者)」である場合、「0.5 人」として換算するものとされている。**参考** 重度身体障害者・重度知的障害者である短時間労働者の場合は、「1 人」として換算するものとされている。

D : × 個別労働紛争解決促進法 1 条、H.13 厚生労働省発地第 129 号ほか。

法 1 条の「労働関係」とは、労働契約又は事実上の使用従属関係から生じる労働者と事業主の関係をいうこととされている。**参考** なお、「労働者」であるか否かは、単に契約内容のみによって外形的に判断するのではなく、実態を踏まえて判断するものとされている。

E : ○ 職業安定法 5 条の 5 第 1 項、同令 1 条、同則 4 条の 3 第 3 項。

そのとおり正しい。**参考** 求人者がした労働に関する法律の規定であって政令で定めるものとは、「労働基準法、職業安定法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に係る一定の規定」とされている。

	正誤	難度	その他	コメント
A	×	易		B 肢の難度が高いが、正解肢の E の判断が容易にできるため、正答率は高かった。
B	×	やや難	20 改	
C	×	易		
D	×	普通		
E	○	普通	20 改	

[問 5] ～ [問 10] は、社会保険に関する一般常識

[問 9] **正解 D**

- A : ○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法 5 条 1 項。
 そのとおり正しい。**参考** 社会保険審査会に対する再審査請求又は審査請求も同様に、文書又は口頭ですることができることになっている。
- B : ○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法 5 条の 2。
 そのとおり正しい。**参考** 社会保険審査会に対する再審査請求又は審査請求への参加も、代理人によってすることができることとされている。この代理人は、各自、当該再審査請求又は審査請求に参加する者のために、当該再審査請求又は審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、再審査請求又は審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限りすることができるものとされている。
- C : ○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法 10 条 5 項。
 そのとおり正しい。**参考** なお、当然に、原処分をした保険者に対しては、文書により、かつ、理由を附して通知することとされている。
- D : × 社会保険審査官及び社会保険審査会法 12 条の 2。
 審査請求の取下げは、文書とするものとされており、口頭ですることはできない。**参考** 社会保険審査会に対する再審査請求又は審査請求の取下げも、文書とするものとされている。
- E : ○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法 32 条 1 項。
 そのとおり正しい。**参考** なお、健康保険法の規定による保険料に関する処分に不服がある者が行った社会保険審査会に対する審査請求は、当該処分があることを知った日の翌日から起算して 3 月を経過したときは、することができないものとされている。

	正誤	難度	その他	コメント
A	○	普通		Cの難度がやや高かったが、正解肢Dの内容が、通常の学習の範囲内の知識で十分に解答できるものであったため、正答率は高かった。
B	○	普通		
C	○	やや難		
D	×	普通		
E	○	普通		

健康保険法

[問 3] 正解 B (アとウ)

ア：○ 法 99 条, S. 29 保発 261 号。

そのとおり正しい。**参考** なお、労働安全衛生法 68 条に基づいて、伝染の恐れがある保菌者に対して事業主が休業を命じた場合、その者の症状からして労務不能と認められないときは、傷病手当金は支給しないものとされている。

イ：× 法 88 条, H.20 告示 67 号ほか。

「週 5 日」ではなく「週 3 日」が限度とされている。**参考**

ウ：○ 法 3 条 7 項, H. 20 保保発 0205001 号。

そのとおり正しい。**参考** 健康保険において、被扶養者を外す手続は、被保険者からの届出に基づいて行われているが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できないため、特例的に被扶養者自身その旨を申し出ることができることとされている。

エ：× 法 3 条 1 項。

本肢の者は、継続して 6 カ月を超えて使用される場合であっても、被保険者とならない。

参考 所在地が一定しない事業所に使用される者は、すべて、被保険者とならない。

オ：× 法 3 条 7 項。

本肢の「父（被保険者の配偶者の父）」は、被保険者と同一の世帯に属していないため、被扶養者としては認定されない。**参考** 本肢の父は、被保険者の「3 親等内の親族」であるが、被保険者の「直系尊属」には該当しない。したがって、被扶養者として認定されるためには、①国内居住（例外あり）、②主として生計維持、③同一世帯の 3 つの要件を満たしていなければならないが、本肢の被保険者は日本国内に居住し、当該父は日本国外に居住していることから、③の同一世帯の要件を満たしていないため、被扶養者としては認定されない。

以上から、「B (アとウ)」が正解となる。

	正誤	難度	その他	コメント
ア	○	易		正しい設問肢である「ア」と、その組合せの相手方である「イ」又は「ウ」は、基本的な内容であるため、設問肢エ・オを読まなくても容易に正解できる問題であった。
イ	×	普通		
ウ	○	易		
エ	×	易		
オ	×	普通	20 改	

[問 5] **正解 E (エとオ)**

ア：× 法 3 条 7 項，S.27 保文発 3533 号。

被保険者が世帯主である必要はない。**参考** 被扶養者の要件の一つである「同一世帯」とは、被保険者と住居及び家計を共にしていることであり、戸籍が同じである必要はなく、また、被保険者が世帯主であることも必要とされていない。

イ：× 法 37 条 1 項。

本肢後半に関し、保険者は、「正当な理由（天災地変等）があると認めるとき」は、20 日間を経過した後の申出であっても、受理することができるかとされている。**参考** なお、本肢前半はそのとおり正しい。

ウ：× 法 3 条 1 項，S.9 保発 191 号。

季節的業務に使用される者については、「当初から継続して 4 月を超えて使用される場合」でなければ、一般の被保険者とならない。

エ：○ 法 35 条，S. 26 保文発 5255 号。

そのとおり正しい。**参考** なお、本肢の者が、仮に保険料を納付していたとしても、その資格は取り消され、保険給付に要した費用を返還させることとされている。

オ：○ 法 161 条，S. 2 保理 578 号。

そのとおり正しい。**参考** 保険料は、被保険者及び事業主がそれぞれ 2 分の 1 ずつ負担するが、保険料の納付義務は、その全額を事業主が負うものとされているため。

以上から、「E (エとオ)」が正解となる。

	正誤	難度	その他	コメント
ア	×	普通	過去問	基本事項を中心とした問題であり、容易に得点できる。
イ	×	易		
ウ	×	易	過去問	
エ	○	普通		
オ	○	普通		

厚生年金保険法

[問 1] 正解 D

A : ○ 法 98 条 3 項, 則 63 条。

そのとおり正しい。【参考】 なお, 本肢の子が 20 歳に達した場合など, 年齢を要件として失権する場合には, 当該失権に係る届書を提出する必要はない。

B : ○ 法 38 条の 2 第 1 項。

そのとおり正しい。【参考】 なお, 「厚生年金保険法の他の規定又は他の法令による支給停止」が解除されたときは, 年金たる保険給付の全額の支給を停止することとなる。

C : ○ 法 59 条 1 項。

そのとおり正しい。【参考】 なお, 生計維持関係が認められるのは, 行方不明となった当時, その者と生計を同じくしていた者であって, 恒常的な収入が将来にわたって厚生労働大臣の定める金額 (年額 850 万円) 以上とならないと認められる遺族である。

D : × 法 52 条 2 項・3 項。

「1 年 6 か月を経過した日後」を「1 年を経過した日後」に置き換えると正しい内容となる。【参考】 なお, 障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合に該当したときは, 1 年を経過する日までの間であっても, 障害厚生年金額の改定を請求することができることとされている。

E : ○ 法 44 条 2 項。

そのとおり正しい。【参考】 老齢厚生年金に係る加給年金額は, 次表のように定められている。

加算対象者	令和 2 年度価額
配偶者	224,900 円 (= 224,700 円 × 1.001 (改定率))
第 1 子, 第 2 子	224,900 円 (= 224,700 円 × 1.001 (改定率))
第 3 子以降	75,000 円 (= 74,900 円 × 1.001 (改定率))

※: 改定率を乗じて得た額に 50 円未満の端数が生じたときは切り捨て, 50 円以上 100 円未満の端数が生じたときは, 100 円に切り上げる。

	正誤	難度	その他	コメント
A	○	易		いずれも基本事項を問う設問である。正解肢 D については過去に出題実績のある論点からの出題であり, 確実に得点したい。
B	○	普通		
C	○	普通		
D	×	易	過去問	
E	○	普通	過去問	

[問 5] **正解 E**

A : ○ 法 25 条。

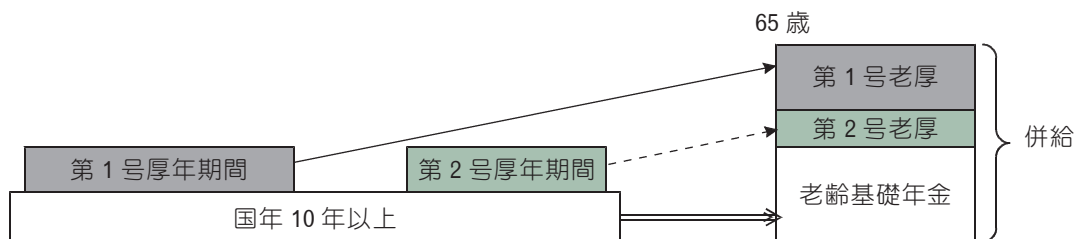
そのとおり正しい。**参考** 現物給与の適用に関する仕組みは、健康保険法と同様である。

B : ○ 法 59 条 2 項。

そのとおり正しい。**参考** 遺族厚生年金を受けることができる遺族の順位は、①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母の順であり、先順位者が失権しても、次順位者に転給することはない。したがって、本肢の場合に、父が遺族厚生年金の受給権者となることはない。

C : ○ 法 78 条の 22。

そのとおり正しい。**参考** 2 以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、それぞれの期間に基づいて支給される老齢厚生年金は、併給される。



D : ○ 法 41 条 1 項。

そのとおり正しい。**参考** 保険給付を受ける権利は、老齢厚生年金、脱退手当金及び脱退一時金を除き、国税滞納処分による差し押さえはできない。

E : × 法 41 条 2 項。

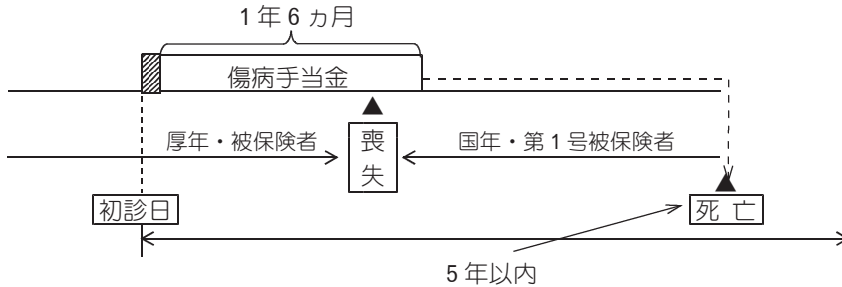
老齢厚生年金については、租税その他の公課を課することができる。**参考** なお、保険給付として支給を受けた金銭については、老齢厚生年金、脱退手当金及び脱退一時金を除き、租税その他の公課を課することはできない。

	正誤	難度	その他	コメント
A	○	普通		正解肢 E の誤りを見落とさなければ、容易に正答を得ることができる。
B	○	普通		
C	○	普通		
D	○	易	過去問	
E	×	易	過去問	

[問 10] 正解 E (ウとオ)

ア：○ 法 58 条。

そのとおり正しい。参考 次図参照。



イ：○ 法附則 20 条 1 項，法附則 8 条。

そのとおり正しい。参考 特別支給の老齢厚生年金の支給要件のうちの「1年以上の被保険者期間を有すること」の要件をみる場合，2以上の種別の被保険者であった期間を有する者については，当該2以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算する。したがって，本肢の場合，被保険者期間は12か月（＝9か月＋3か月）となり，当該要件を満たすこととなる。

ウ：× 法附則 11 条 1 項。

本肢の場合には，60歳台前半の在職老齢年金の仕組みにより「月 30,000 円」が支給停止される。参考 算出基礎は，次のとおり。

$$\begin{aligned} \text{支給停止月額} &= (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整開始額}) \times 1/2 \\ &= (12 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 = \boxed{30,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

エ：○ 法 47 条 1 項，法 55 条 1 項。

そのとおり正しい。参考 なお，傷病が治っている状態には，「その症状が固定し治療の効果が期待できない状態」も含まれる。

オ：× 法 58 条 1 項，法 59 条 1 項。

子の有無は，配偶者に係る遺族厚生年金の受給権の発生に影響しない。参考 遺族基礎年金の支給要件と混同しないこと。

以上から，「E (ウとオ)」が正解となる。

	正誤	難度	その他	コメント
ア	○	普通	過去問	難解な設問肢はなく，基本事項の理解を問う設問であった。
イ	○	普通	過去問	
ウ	×	普通		
エ	○	普通		
オ	×	普通		

国民年金法

[問 1] 正解 B (アとエ)

ア：○ 法 21 条 2 項。

そのとおり正しい。**参考** 本肢の同一年金についての支払調整は、「内払とみなすことができる」とされている。充当処理ではないので、注意すること。

イ：× 法 30 条 1 項。

本肢の場合には、障害基礎年金が支給される。**参考** 国民年金に加入直後の傷病のように初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がない場合には、実質的に保険料を納付した期間がなくても、障害基礎年金が支給される。保険料納付要件は、初診日の属する月の前々月まで被保険者期間がある場合に必要とされるため。

ウ：× 法 37 条の 2 第 1 項，令 6 条の 4，H.26 年発 0331 第 7 号。

前年の収入が年額 850 万円以上であっても、定年退職等の事情により近い将来（おおむね 5 年以内）に収入が年額 850 万円未満となると認められるときは、生計維持の認定に係る収入に関する認定要件に該当するものとされる。

エ：○ 法 34 条 3 項，則 33 条の 2 の 2。

そのとおり正しい。**参考** 障害基礎年金の受給権者が、厚生労働大臣に対して行う障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定の請求は、当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して 1 年を経過した日後でなければ行うことができないが、その例外として、障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合は、当該 1 年を経過する日までの間であっても、額の改定の請求ができるとされている。本肢の人工心臓の装着は、当該例外措置に該当する。

オ：× 法 52 条の 2 第 2 項，S.40 庁文発 6738 号。

本肢の場合には、死亡一時金が支給される。**参考** 死亡一時金は、その者の死亡により遺族基礎年金の支給を受けることができる者があるときは支給されないが、遺族基礎年金の受給権を取得した日とその受給権が消滅した日が同一月内にあるときは、遺族基礎年金の支給が行われないため、例外的に、死亡一時金の支給が行われる。

以上から、「B (アとエ)」が正解となる。

	正誤	難度	その他	コメント
ア	○	普通		正解肢工の事例（人工心臓の装着）に戸惑うところはあるが、他の選択肢は通常の学習の範囲で正誤の判断ができる設問であったため、確実に得点に結びつけたい問題である。
イ	×	普通		
ウ	×	普通		
エ	○	普通		
オ	×	普通		

[問 4] **正解 B**

A : × 法 114 条。

「30 万円以下の過料」を「10 万円以下の過料」に置き換えると正しい内容となる。

B : ○ 法附則 9 条の 3 の 2 第 1 項。

そのとおり正しい。**参考** 被保険者の資格を喪失している場合であっても、その者が日本国内に住所を有するときは、脱退一時金の支給を請求することはできない。

C : × 法 19 条 1 項。

死亡した年金給付の受給権者の「従姉弟」は、その者の死亡に係る未支給年金の支給を請求することはできない。**参考** 未支給年金の支給を請求することができるのは、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族 であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとされている。従姉弟は、「4 親等」の親族であり、未支給の年金給付の支給を請求できる者に含まれない。

D : × 法 43 条。

付加年金は、遺族基礎年金と併せて支給されることはない。**参考** 付加年金は、老齢基礎年金の受給権を取得したときにこれと併せて支給されるものであり、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金と併給されることはない。

E : × 法 49 条 1 項, S.40 庁文発 6738 号。

本肢の場合には、寡婦年金が支給されることとなる。**参考** 死亡した夫が老齢基礎年金の受給権を有していても、その支給を受けていなければ、寡婦年金の支給要件を満たす。年金の受給権が発生した月に失権したときは、年金の受給権（基本権）は発生するが、支給を受ける権利（支分権）は生じないため、年金の支給は行われぬ。本肢の場合、これに該当し、老齢基礎年金の支給は行われていないので、寡婦年金の支給要件を満たすこととなる。

	正誤	難度	その他	コメント
A	×	普通		正解肢 B は、脱退一時金の支給に係る必須要件についての設問であり、正答を得るのは容易である。
B	○	易		
C	×	普通	過去問	
D	×	易	過去問	
E	×	普通		

[問 6] **正解 D**

A : × 法 27 条の 2 第 2 項, 法 27 条の 3 第 1 項。

年金額の改定は, 受給権者が 68 歳に到達する年度よりも前の年度は, 「名目手取り賃金変動率」を基準とし, 68 歳に到達した年度以後は「物価変動率」を基準として行われる。

参考 本肢は, 調整期間以外の期間における改定の原則についての内容である。

B : × 法 12 条 5 項, 則 1 条の 4。

本肢の届出は, 「市町村長」ではなく, 「厚生労働大臣 (日本年金機構)」に, 所定の届書を提出することによって行う。

C : × 法 105 条 3 項, 則 36 条の 4。

「指定日前 1 月以内」ではなく, 「指定日前 3 月以内」に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を日本年金機構に提出しなければならない。**参考** なお, 障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは, 当該届書の提出は要しない。

D : ○ 法 14 条, 法附則 7 条の 5 第 1 項。

そのとおり正しい。**参考** 第 2 号被保険者のうち, 国民年金原簿の記録管理の対象となる厚生年金保険の被保険者は, 第 1 号厚生年金被保険者 (一般厚年被保険者) に限られている。

E : × 法 15 条, 法附則 9 条の 3 の 2, 法附則 (60) 94 条。

本肢中の「脱退一時金」と「死亡一時金」とを入れ替えると正しい内容となる。**参考**

「死亡一時金」は, 国民年金法本則において規定される給付であり, 「脱退一時金」は, 国民年金法附則において規定される給付である。

	正誤	難度	その他	コメント
A	×	易		設問肢 E の誤りを見落とさなければ, 正答を得ることは容易である。
B	×	易	過去問	
C	×	普通	20 改	
D	○	普通	過去問	
E	×	普通		

禁複写・転載

iDE社労士塾

〒169-0075
東京都新宿区高田馬場 4-9-9 早稲田 13 時ホールビル 3F
TEL 03-5337-2433 / IP 電話 050-5509-6890
[http://www. ide-sr. com](http://www.ide-sr.com)